令和７年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和８年 11 月５日

特定事業主名：　環境省（原子力規制庁を除く）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	82.8 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	80.2 %
全職員	74.5 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	102.8 %
本省課室長相当職	100.5 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.7 %
係長相当職	92.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	114.3 %
３１～３５年	94.0 %
２６～３０年	90.8 %
２１～２５年	90.4 %
１６～２０年	85.5 %
１１～１５年	92.4 %
６～１０年	92.0 %
１～５年	88.6 %

【説明欄】

・　以下の職員は本調査から除外する。
　勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
・　給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。
・　扶養手当の受給者に占める男性の割合は約９割であることから、給与差異に影響していると考えられる。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和６年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和 7 年 6 月 30 日

特定事業主名：　環境省（原子力規制庁を除く）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	82.5 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	78.0 %
全職員	73.3 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	93.9 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	86.1 %
３１～３５年	111.0 %
２６～３０年	105.3 %
２１～２５年	88.5 %
１６～２０年	85.4 %
１１～１５年	90.7 %
６～１０年	91.9 %
１～５年	89.1 %

【説明欄】

・　以下の職員は本調査から除外する。
　勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
・　給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。
・　扶養手当の受給者に占める男性の割合は約９割であることから、給与差異に影響していると考えられる。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和５年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和 6 年 6 月 28 日

特定事業主名：　環境省（原子力規制庁を除く）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	82.1 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	74.1 %
全職員	70.9 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	94.7 %
本省課室長相当職	98.0 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	96.8 %
係長相当職	92.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	78.1 %
３１～３５年	89.1 %
２６～３０年	95.4 %
２１～２５年	88.8 %
１６～２０年	85.7 %
１１～１５年	90.8 %
６～１０年	94.0 %
１～５年	92.8 %

【説明欄】

- 以下の職員は本調査から除外する。
 勤務実績がない職員及び給与支給実績がない職員
- 全職員の男女比は概ね 63%：37%
- 給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。
- 扶養手当の受給者に占める男性の割合は約９割であることから、給与差異に影響していると考えられる。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。

令和４年度における職員の給与の男女の差異の情報公表

令和 5 年 6 月 30 日

特定事業主名：　環境省（原子力規制庁を除く）

１．全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
任期の定めのない常勤職員	81.7 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	72.3 %
全職員	68.7 %

２．「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

＊　国の機関における「任期の定めのない常勤職員」の基本給については、法律に定める俸給表等に基づき決定されており、同一の級・号俸であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
指定職相当	99.8 %
本省課室長相当職	95.4 %
地方機関課長・本省課長補佐相当職	97.4 %
係長相当職	93.0 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 （男性の給与に対する女性の給与の割合）
３６年以上	107.6 %
３１～３５年	92.5 %
２６～３０年	87.1 %
２１～２５年	94.7 %
１６～２０年	85.2 %
１１～１５年	92.7 %
６～１０年	90.9 %
１～５年	96.3 %

【説明欄】

・　以下の職員は本調査から除外する。
　　勤務実績がない職員、勤務日数が極端に少ない職員及び給与支給実績がない職員
・　全職員の男女比は概ね 63%：37%
・　給与には、俸給と諸手当（通勤手当や退職手当等は除く）が含まれる。

＊　役職段階の考え方は以下のとおり。
指定職相当（一般職給与法の指定職俸給表（１号俸から８号俸）が適用される職員）、本省課室長相当職（同法の行政職俸給表㈠７級から 10 級相当職の職員）、地方機関課長・本省課長補佐相当職（同俸給表５級及び６級相当職の職員）、係長相当職（同俸給表３級及び４級相当職の職員）

＊　勤続年数は、採用年度を勤続年数１年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。